

ETC 利用照会サービス利用規程(新旧対照表) 令和3年4月1日版

現状の規約	改正後
<p>(ユーザー登録の取消し) 第10条(略) 一～四(略)</p>	<p>(ユーザー登録の取消し等) 第10条(略) 一～四(略)</p> <p><u>2 管理者は、ユーザー登録者の登録情報を一部削除することが妥当であると認めるときは、当該情報の削除を行います。</u></p>
<p>(免責事項) 第12条(略) 一～三(略)</p> <p><u>四 管理者が第10条各号に掲げる登録の取消しを実施したことにより、ETC 利用照会サービスが利用できなかったとき</u></p> <p>五～十二(略)</p>	<p>(免責事項) 第12条(略) 一～三(略)</p> <p><u>四 管理者が第10条に掲げる登録の取消し又は登録情報の一部削除を実施したことにより、ETC 利用照会サービスが利用できなかったとき</u></p> <p>五～十二(略)</p>
<p>附則 1 この規約は、<u>令和2年2月13日</u>から実施します。 2 <u>平成30年4月10日</u>付け ETC 利用照会サービス利用規程は、本利用規程の適用をもって廃止します。</p>	<p>附則 1 この規約は、<u>令和3年4月1日</u>から実施します。 2 <u>令和2年2月13日</u>付け ETC 利用照会サービス利用規程は、本利用規程の適用をもって廃止します。</p>